

1 目的

介護現場の職員が安心して働ける環境を整備し、利用者に対する安定的な介護サービスを確保するため、職員の離職を招く一因である利用者や家族等からのハラスメント案件の解決を図る。

2 対象者

神奈川県内にある介護事業所・施設の職員をマネジメントする立場にある事業所・施設管理者。

※実際の相談の際はハラスメントを受けている職員の方が同席してもかまいません。

3 対象案件

以下をすべて満たしていること。

- ア 介護現場における案件であること
- イ 利用者本人又は利用者家族等によるカスタマーハラスメントの案件であること
- ウ 事業所及び法人内でとれる対応は全て行っており、他に解決する手段がない案件であること

4 相談概要

(1) 相談内容

- ア 利用者・家族等からのハラスメントに対応するための助言
- イ 重要事項説明書にハラスメント防止条項を追加する際の相談
- ウ ハラスメントのある利用者との契約解除に向けた助言

(2) 相談方法 対面（事業所への訪問等）、電話又はオンライン

(3) 相談時間 1時間以内（1事業所につき1回まで）

(4) 相談費用 無料

5 申込期間及び方法

(1) 受付期間 令和5年1月24日～定員に達し次第終了

(2) 申込方法 以下の電子申請フォームから申し込んでください。

URL : https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=44002

※相談内容における個人情報情報は匿名化してください。

6 法律相談実施期間 令和5年2月6日（月）～令和5年3月17日（金）まで

※土日祝日は除きます。

※前後する場合があります。

7 留意事項

- (1) 先着順のため、定員に達した際には、申込後でもご利用いただけない場合があります。
- (2) 職員個人ではなく、事業所として申し込んでください。
- (3) 相談日までに資料を提出していただく場合があります。
- (4) 相談内容を具体的に解決するための訴訟手続や交渉は行いません。
- (5) 契約書や答弁書等の書類作成は行いません。
- (6) 弁護士を紹介する場ではありません。
- (7) 案件の解決を約束するものではありません。
- (8) 実施後は必ずアンケートを提出してください。